

行謹報公署秘 所役市津大泉

12-6 田端東市津大泉

(回) こ葉E

よりよい泉大津市をつくるため、皆さんのご意見をお寄せください！

市長への提言

市民の皆さんから市政についての幅広いご意見をいただく「市長への提言」を実施します。皆さんから寄せられたご意見・アイデアなどは、市長が直接拝見し、今後の市の施策の参考とさせていただきます。

なお、ご意見などに対して回答が必要なもので、発信者の連絡先が明記されているものは、担当課より回答させていただきます。

また、いただいたご意見などの中からいくつかを後日広報紙でご紹介します。

問合 秘書広報課（市役所4階）

送付方法

①裏面に住所・氏名・年齢・電話番号、あなたのご意見をご記入ください。



②このページを切り取ってください。

③郵送またはファックスで秘書広報課へ送付ください。

▷郵送…この面の「山折り線」にしたがい、「山折り①」→「山折り②」の順に折ります。裏面の「のりしろ」にのりを貼っていただき、封筒を作り、切手を貼らずにそのままポストへご投函ください。

▷ファックス…裏面（アンケート面）のみを、秘書広報課（FAX 21・0412）へ送信してください。

※メールでも受け付けます…郵送・ファックスのほか、メールでもご意見を募集します。その際はメールのタイトルを「市長への提言」としてください。

メールアドレス=hisyokouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

締切= 6月14日(金) (当日消印有効)

よりよい泉大津市をつくるために、皆さんのご意見をお聞かせください！



(切り取り線→)

(回) こ葉E

料金受取人印
承認
泉大津支店
149
差出有效期間
平成25年6月
1日から平成
25年6月30日
まで
(切手をはらずに
お出しください。)

5
9
5
8
7
9
0

児童手当「現況届」提出は6月中に！

現在、児童手当を受給している人は、6月中に現況届を提出しなければなりません。

現況届は、受給者の前年の所得状況や6月1日現在の養育の状況などを確認するための届です。現況届を提出しない場合は、受給資格の確認ができないため6月分以降の手当が支給されない場合があります。提出しないまま2年間経過すると、児童手当の受給権が消滅します。

現況届は6月上旬に郵送しますので、児童福祉課まで直接提出するか、記入・押印のうえ、添付書類を同封して郵送してください。

なお、「受給者の健康保険証の写し」などの添付書類が必要な場合があります。

状況により必要な添付書類

①所得証明書

平成25年1月2日以降に本市に転入した人は、平成25年度所得証明書（平成24年中の所得額、扶養親族数などが記載されたもの）が必要です。源泉徴収票は所得証明書ではありません。平成25年1月1日時点での住民票がある市区町村へ児童手当用として所得証明書を請求してください。

②別居監護申立書、児童の属する世帯全員の住民票

別居中の児童がいる場合は、「別居監護申立書」とその児童の世帯全員の住民票（続柄記載のもの）が必要です。児童が本市内に別居している場合は、住民票は必要ありません。別居監護申立書は、児童福祉課で用意しています。

※子どもを入所施設に2ヶ月以上預けていたり、離婚前別居中などの場合は、児童福祉課までご連絡ください。

※その他、状況により①、②以外にも必要な書類があります。

ご注意

所得制限が適用されることにより、父母が共働きの場合は恒常に所得の高い方に受給者が変わることがあります。

その場合は、新しく受給者になった人の健康保険証・口座番号がわかるもの（銀行口座の通帳などの写し）などが必要になります。

問合 児童福祉課（市役所1階3番窓口）

児童手当について

児童手当の支給月は年3回（2・6・10月）です。6月支給は、原則、2月から5月分までの4ヶ月分の支給になります。6月期お支払いは6月14日（金）です。

支給対象 中学校修了まで（15歳に達する日以後最初の3月31日）の子どもを養育する父母など

■一人当たりの手当額

子どもの年齢	所得制限未満の月額	所得制限以上の月額
3歳未満（一律）	1万5,000円	年齢に関わらず一律5,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	1万円	
3歳～小学校修了前（第3子以降）	1万5,000円	
中学生（一律）	1万円	

※「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子どものうち、3番目以降をいいます。

※子どもを養育している方の所得が下表に示す所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

■児童手当の所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人以上	1人につき38万円加算

／ もっと知りたい！ ／

「認定こども園」

今年6月オープンの
くすのき保育所と楠幼稚園が、
平成26年度以降認定こども園になります。

A. 認定こども園は、就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供する施設です。	B. 保育所と同様の8時間程度の短時間利用・保育の必要な子は幼稚園と同様の4時間程度の短時間利用をすることができるま	C. 保育所で保育を行います。3歳児以上には、保育の必要な0～2歳児には、保育を行います。3歳児以上は、保育所と同様の8時間程度の短時間利用・保育の必要な子は幼稚園と同様の4時間程度の短時間利用をすることができるま	D. 認定こども園は、就学前の子どもに対して教育と保育を一体的に提供する施設です。
E. A. 入園しなくても、利用できます。	F. 幼保一体化推進グループ	G. 入園を見直すことで、地域の子育て支援事業	H. 保育所・認定こども園ともに地域の子育て支援事業
I. A. 入園しなくても、利用できます。	J. 幼保一体化推進グループ	K. 入園を見直すことで、地域の子育て支援事業	L. 保育所・認定こども園ともに地域の子育て支援事業
M. A. 入園しなくても、利用できます。	N. 幼保一体化推進グループ	O. 入園を見直すことで、地域の子育て支援事業	P. 保育所・認定こども園ともに地域の子育て支援事業
Q. 利用者にとってメリットはあります。	Q. 入園しなくても、子育て支援事業を利用できますか？	Q. 入園しなくても、子育て支援事業を利用できますか？	Q. 利用者にとってメリットはあります。

▷市長への提言／おづみん屋が移動／ファミリー・サポート・センター

おづみんグッズ販売所

「おづみん屋」が 市役所1階に 移りました！

おづみん屋の
新製品

おづみん屋の新製品をご紹介します。写真上は新色が加わった「おづみんミニハンカチ」。タオル地で、新色のライトグリーンとブルーの2種です。1枚 150円。
写真左は新デザインの「おづみん缶バッヂ」。1個 100円、4個で 300円。セットで買うとお得です @^o@/



おづみんグッズを取り扱う「おづみん屋」が、市役所4階企画調整課窓口から1階人権市民協働課窓口へ移りました。

「おづみんミニハンカチ」や「おづみん缶バッヂ」、ほかにもクリアファイルやひざ掛け毛布など、皆さんに「おづみん」を応援いただけるよう、かわいいグッズをたくさん取りそろえています。

市役所へお越しになられた際には、ぜひ一度「おづみん屋」へお立ち寄りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

問合 企画調整課（市役所4階）



みんなで輪になって子育て！あなたも参加しませんか？ ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを援助してほしい人（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい人（提供会員）からなる地域で子育てを相互支援する会員組織です。

現在、保育施設や習い事への送迎、学童保育終了後の預かりなど、さまざまな子育て支援を行っています。

会員の種類は？

▷依頼会員（子育ての援助を受けたい人）…原則として、市内在住で生後3か月以上小学校6年生までの子どもをお持ちの人。

▷提供会員（子育ての援助を行いたい人）…市内および本市に隣接する市・町に在住し、自宅で子どもを預かれる人で、心身ともに健康な65歳位までの人。なお資格・性別は問いません。

▷両方会員…依頼会員と提供会員の両方を兼ねる人。

援助ご利用について

料金 1時間 700円（事故に備え、会員は補償保険に加入しています）

援助活動終了後、依頼会員が提供会員の直接支払います。

会員登録には講習会の受講が必要です 受講生募集！

受講料 無料

場所 総合福祉センター（東雲町9-15 泉大津市役所北隣）

申込 6月19日㈬（土・日曜日、祝日を除く）までに、いづみおおつファミリー・サポート・センター（総合福祉センター内）へ。電話申し込み可

なお、「提供会員」および「両方会員」の講習については、受講者が10人未満の場合は中止とさせていただきます。

講習中のお子さんについては、一時保育を行います。希望者は事前にお申し込みください。

問合 いづみおおつファミリー・サポート・センター（総合福祉センター内 ☎22・4152（よいこに））

※開所時間 月～金曜日、午前9時～午後5時

■ ファミリー・サポート・センターの講習会日程表

日 程	対象会員	内 容
6月23日㈰ 午前9時30分～11時30分	依頼会員 提供会員 両方会員	ファミリー・サポート・センターのしくみ
6月24日㈪ 午前9時30分～11時30分	提供会員 両方会員	子どもの発達と心理 子どもの虐待
6月25日㈫ 午前9時30分～正午	提供会員 両方会員	緊急時の対応と処置 事故予防と子どもの病気
6月26日㈬ 午前9時30分～11時30分	提供会員 両方会員	保育のあり方 あそび方にについて

市長への提言

住 所 〒595-□□□□
泉大津市

姓(一)

年齢 歳

について

のりしろ

のりしろ

FAX: 0725-21-0412 (泉大津市 秘書広報課 宛)

FAX の場合はこの面を
送信してください。

▷ 市・府民税納稅通知書

18万円未満の人や、介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人などは、特別徴収の対象外

問合 稅務課（市役所1階7番）

なお特別徴収するのは「公的年金に対する市・府民税」のみですので、他に不動産所得や営業所得などがある場合は、それらに対する税額は給与からの特別徴収（給与天引き）または普通徴収（納付書や口座振替などによる納付）となりますので、ご注意ください。

お済みですか? 扶養控除などの申告

申告期限内（3月15日まで）に配偶者控除や扶養控除、社会保険料（国民健康保険料や国民年金保険料など）や生命保険料・地震保険料の申告がお済みの人については、申告いただいた内容が市・府民税額の決定に反映されています。まだ申告がお済みでない人は、申告をすることにより税額を低く抑えることができる場合がありますので、それらの金額が分かる証明書などと印鑑をご持参のうえ、ご相談ください。

特別な事情などがある人は
市税の減免が受けられます

不慮の災害にあわれた場合や、生活保護法による扶助を受ける人、その他特別な事情により納付が困難な人は、その状況により市税の納期を延ばしたり、分割納付や税額を減免する制度がありますのでご相談ください。なお、次の要件に該当する人は、減免を受けることができる場合がありますので、お問合せください。

また、減免の申請は、原則としてその税の納期限の7日前までに提出しなければなりません。

●個人市・府民税 ▷生活保護法の扶助や、貧困により生活のため公私の扶助を受ける人 ▷当該年において、所得が皆無となったため生活が著しく困難となつた人、またはこれに準ずると認められる人 ▷学生および生徒 ▷不慮の災害により納税の能力を喪失した人 ▷上記に類する人であつて特別の事情のある人

- 固定資産税・都市計画税** ▷貧困により生活のため公私の方の災害により使用することのできない固定資産を有する法人が直接公益の用に供する固定資産（有料で使用するもの）の災害により納税の能力を喪失した人 ▷上記に類する人である人

～広報いづみおおひ～
「元氣でーす！おおつかー」

掲載希望者を募集します

小学校入学前のお子さんの写真を募集しています。お子さんの写真と住所・名前（ふりがな）・生年月日・電話番号・保護者のひとことを添え、左記連絡先までお願いします。

▼郵送…〒595-8686 泉大津市東雲町の番12号
△Eメール…kouhou@city.izumi.

otsu.osaka.jp



平成 25 年度 納税通知書を送付します

平成25年度の市・府民税納税通知書を6月上旬に送付いたします。個人市・府民税は前年中の所得をもとに計算され、1月1日現在市内にお住まいの人に対して課税されます。

平成25年度からの 市・府民税変更点

平成25年度からの 市・府民税変更点

の公的年金から引き続き特別徴収しています。これを「仮特別徴収」といいます。

適用を
計算

一般生
金保険
合には、
個人年
それぞ
合計額
ります。

現行の生命保険料控除である「一般生命保険料控除」および「個人年金保険料控除」の2種類に加えて、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除として、新たに「介護医療保険料控除」が設けられました。

また、平成24年1月1日以降に締結した生命保険契約についての控除適用限度額は、「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」「介護医療保険料控除」それぞれにつき2万8000円、合計適用限度額は現行どおり7万円です。

詳しくは、下の表をご覧ください。

今年度（平成25年度）の10月以降の特別徴収税額は、今年度の公的年金に対する税額から、4月、6月、8月に特別徴収する「仮特別徴収税額」を差し引いた残りの税額となります。

〔仮特別徴収税額〕および〔特別徴収税額〕については、納稅通知書の表紙および課税明細書に記載していますので、「確認」とください。

なお、平成24年度において、税額変更などにより特別徴収が停止となつていて人については、第1期分および第2期分は「普通徴収（納付書や口座振替などによる納付）」、10月以降については「公的年金からの特別徴収」となりますので「了承ください。また、平成25年1月2日以降に他市町村へ転出した人、または本市に転入した人については、今年度は公的年金からの特別徴収はされません。

生命保険料控除の計算方法がこのように変わりました

平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約分（新契約）

表1) 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額の計算

払い保険料の金額	生命保険料控除額
万 2,000 円以下	支払保険料の金額
万 2,001 円～3万 2,000 円以下	支払保険料の金額 × 2分の 1 + 6,000 円
万 2,001 円～5万 6,000 円以下	支払保険料の金 × 4分の 1 + 1万 4,000 円
万 6,001 円以上	一律 2万 8,000 円

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約分（旧契約）

表2) 一般生命保険料控除および個人年金保険料控除の控除額
計算(今までと同じ)

払い保険料の金額	生命保険料控除額
万 5,000 円以下	支払保険料の金額
万 5,001 円～4万円以下	支払保険料の金額 × 2分の 1 + 7,500 円
万 0,001 円～7万円以下	支払保険料の金 × 4分の 1 + 1万 7,500 円
万 0,001 円以上	一律 3万 5,000 円

- A. 新契約の支払保険料は、左の表1により計算した金額
- B. 旧契約の支払保険料は、左の表2により計算した金額

なお、「一般の生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の合計適用限度額は現行どおり7万円です。

